令和８年（フ）第６０７号
静岡市葵区新通１丁目12番10号　17
債務者　大場由美子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市明野新町３丁目６番３号　共同生活ホームつむぐみらい、前住所北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目13番29号ＡＳアドバンス205号
債務者　角田　陸翔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９２号
宮城県大崎市田尻八幡字袋沢16番地１、従前の住所宮城県大崎市古川城西一丁目２番46号木村住宅４号
債務者　遠藤　　衞
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
宮城県栗原市一迫字川口高田61番地
債務者　金田　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
福島県二本松市原セ諏訪117番地１市営住宅原セ諏訪団地25号
債務者　服部　弥生
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３３号
福島県東白川郡棚倉町大字逆川字前山12番地14
債務者　松本　光雄
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第３４号
福島県東白川郡棚倉町大字逆川字前山12番地14
債務者　松本　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
新潟市北区木崎3027番地
債務者　佐藤　春雄
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１０号
長野県上田市古里1638番地24　ワイルドチェリーハイム202号、前住所長野県上田市五加897番地８
債務者　井添　友彦
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４９１号
静岡市駿河区広野６丁目15番19―108号、旧住所静岡市駿河区大和田301番地の１　グリーンビレッジ大和田　Ｅ棟
債務者　濱田　綾子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５９号
静岡県藤枝市仮宿1539番地の３、旧住所茨城県水戸市大塚町1908番地の１　大塚公園マンションⅠ・107号
債務者　岸野　玲弥
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
静岡県浜松市中央区泉四丁目22番28号　アカンサスⅠ　102号
債務者　田中　翔哉
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
静岡県湖西市新居町新居1899番地の２　タウニィーすみよし103
債務者　新庄　英二
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
静岡県浜松市浜名区平口5422番地
債務者　小松　康代
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
静岡県浜松市中央区芳川町５番地　シンフォニー201、前住所静岡県浜松市中央区佐鳴台四丁目21番５号
債務者　金田　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
三重県津市高茶屋五丁目10番46号　コンフォート中西202
債務者　谷口　来風
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
津地方裁判所破産係